

# 板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成制度のご案内

板橋区では、「危険なブロック塀等の撤去を促進し、区民の安心・安全を守る」ことを目的とし、危険なブロック塀等の撤去・撤去後の新設に対し、助成金を交付しています。

## 1. 助成対象

- ① ブロック塀等の高さ1.2m以上  
(上部フェンスや下部土留め、擁壁部を除く)
- ② 道路等に面していること
- ③ 区で危険性があることを確認したもの  
上記の①～③の条件を原則、全て満たすこと。



## 2. 助成対象者

撤去を行うブロック塀等の所有者  
(その土地、建物の売買・賃貸を行う事業目的者は対象となりません。)

## 3. 助成金額 (下記内容での助成は、令和5年3月31日までの期間限定とする。)

- ① ブロック塀等の撤去工事費 (※原則、基礎まで全て撤去を行うこと。)  
下記(1)～(3)の内一番低い額(千円未満切り捨て)  
(1)撤去工事費、(2)撤去ブロック塀等の見付け鉛直面積(m<sup>2</sup>)×30,000円、  
(3)300,000円(角地且つ2方向にブロック塀等がある場合は450,000円)
- ② フェンス等の新設工事費  
下記(1)～(3)の内一番低い額(千円未満切り捨て)  
(1)新設工事費、(2)新設するフェンス等の長さ(m)×20,000円、  
(3)300,000円
- ③ 新設するフェンス等で国産木材を使用した木塀を新設する場合  
助成金加算の額：A 円 (千円未満切り捨て)  
 $A = L \times (X - Y)$  (L:上限25m)、延長：L m  
 $X = \alpha / L$  円 (上限198,000円)、 $Y = \beta / L$  円 (下限80,000円)  
撤去及び新設工事に要した費用： $\alpha$  円  
撤去及び新設工事の助成金の額(別表1の額)： $\beta$  円

※ 板橋区は山形県最上町と協定を締結しており、山形県最上町は木材の利用を推進しております。

注意 令和5年3月上旬までに完了届を提出し令和4年度内に全ての助成手続きを完了することが必要です。年度内に交付決定を受けた工事の助成金支払いは翌年度に持ち越すことが出来ません。

## 4. 申請について

裏面の手続きの流れをご覧ください。

## 手続きの流れ

※工事契約・工事着手前に申請を行ってください。  
交付決定前に契約・着手した場合は助成対象になりません。

### 事前相談

- ・制度を説明し、相談を受け付けします

### 事前調査

- ・申請前に担当職員が現地を確認します  
※現地確認の結果、危険と確認されたもののみ、次の申請に進むことができます。

### 申請

#### 【申請書に必要な書類】

- ・助成金交付申請書 ・助成金額計算書
- ・撤去工事にあつては、工事場所の案内図、配置図(高さ及び長さを記入したもの)
- ・新設工事にあつては、設計図書(案内図、配置図、立面図、構造図等)、施工計画図、建築確認済証の写し又は建築基準法に適合していることを確認できる資料等
- ・工事前の写真(撤去予定のブロック塀の写真)
- ・見積書(施工業者の見積書※内訳書を添付)
- ・申立書(ブロック塀等の所有について、申請者及び他の所有者)

### 交付決定通知

- ・区が助成金の交付が適当と決定した場合に通知します

### 工事契約・工事着手

←----- 施工前・中・後の工事写真を撮って下さい

### 工事完了

### 完了届提出

#### 【完了届に必要な書類】

- ・実績報告書 ・工事写真(道路からみた施工前・中・後の写真)
- ・収支計算書 ・契約書の写し又は注文書・請書の写し(施工業者との工事契約書)
- ・領収書の写し(施工業者からの工事の領収書 ※内訳書を添付)
- ・新設工事にあつては、検査済証の写し、  
建築確認済証の写し(交付申請書に添付していない場合)

### 完了確認

- ・完了届のとおり施工できているか現地を確認します

### 額の確定通知

- ・完了届の審査及び完了確認の結果、交付決定の内容に適合すると認めた場合通知します

### 交付請求

#### 【請求書に必要な書類】

- ・助成金交付請求書 ・口座振替依頼書(申請者の指定した口座に振込む為のもの)

### 交付

- ・振替依頼のあった口座に助成金が振り込まれます

※他にも要件があるため、詳細については下記連絡先までお問い合わせください。

#### 【連絡先】

板橋区役所 都市整備部 建築安全課 建築耐震係 ☎03-3579-2554(直通)  
〒173-8501 板橋区板橋 2-66-1(板橋区役所本庁舎北館5階11番窓口)

※危険なブロック塀等を撤去後に、生垣などを整備する接道部緑化工事助成については、別途土木部みどりと公園課みどり推進係にお問い合わせください。